



## 戸籍謄本等 不正入手事件と 私たちの人権について

**後を絶たない戸籍謄本等不正入手**  
最近最も深刻な状況にあるのが、行政書士などによる戸籍謄本等の不正入手事件が後を絶たないことです。

このような事件が取りざたされるようになったきっかけは、2003(平成15)年に京都で起こった司法書士による不正入手事件です。この事件は、司法書士が息子の結婚相手の身元を調査するために、相手の戸籍を不正に入手し、それが結婚差別事件に発展したというケースです。この問題が発覚し、対策を講じるための取り組みが展開される中、今度は兵庫県と大阪府の行政書士3人による不正入手事件が発覚しました。この事件はより深刻で、正当な業務だけでは生活できなかった行政書士が、興信所などの調査機関へ営業をして注文を取り、法律で特別に認められている「職務上請求書」を

悪用し、不正に第三者の戸籍謄本や住民票を大量に入手して、手数料を得ていたのです。この不正入手した行政書士3人が、広島県内15市町で133人の戸籍を不正に入手していたことも分っています。

### 改正戸籍法・住民基本台帳法

このような事実を踏まえ、不正に戸籍等入手できないようにするため、本年5月1日から戸籍法・住民基本台帳法が改正されました。今回の改正のポイントは、戸籍が原則非公開となり、本人と一定の親族、または弁護士などの八業種だけが請求できるとされている点です。また、八業種が請求する場合でも本人確認と請求理由の明記が必要となり、この法律に違反した場合、従来の行政罰ではなく、刑事罰が科せられるようになりました。

### 本人確認とプライバシーの保護

この改正に伴い、戸籍や住民票の窓口請求または届出をする際には必ず本人確認ができるもの(免許証やパスポートなど)を提示することが義務付けられ、郵送で請求する場合も、本人確認書類の写しを同封し、返送先を現住所とすることとなっています。また、第三者から戸籍等の届出が提出され、当事者に本人確認

ができなかった場合は、その届出が受理されたことを本人に通知し、確認をとることとされています。届出を受理しないよう、あらかじめ市区町村長に申し出ることもできます(不受理申出)が、その際も本人確認が必要です。

市では、戸籍法・住民基本台帳法が改正される一ヶ月前から、市民の大切な個人情報を第三者が不正に取

得することを防ぐため、戸籍・住民票はもとより各種証明書の交付や各種届出などの際には、市の窓口に来られた方に対し、本人確認を厳密に徹底して行なっています。そのことによって、戸籍謄本等、最も重要な個人情報が記載されたものに対し、個人のプライバシーを保護し、みなさんの人権を守っています。

## 「人権のまち竹原」市民研究集会 「あなたはあなたでいいの」 ～金子みすゞさんのうれしいまなざし～

日時 8月19日(火) 18:30～20:00  
場所 勤労青少年ホーム 3階軽運動場  
入場料 無料  
講師 童謡詩人 矢崎節夫さん  
(金子みすゞ記念館館長)



金子みすゞ (1903～1930)  
※写真は金子みすゞ著作保存会より

### 講師プロフィール

1947年東京生まれ。1982年「ほしとそらのした」で第12回赤い鳥文学賞を受賞。創作活動の傍ら、学生時代に出会った一編の詩に衝撃を受け、その作者である童謡詩人である金子みすゞの作品を探し続ける。16年ののちについに埋もれていた遺稿を見つけ、「金子みすゞ全集」を出版以後、その作品の編集・出版に携わっている。1993年「童謡詩人金子みすゞの生涯」で日本文学学会賞を受賞。2003年



童謡詩人 矢崎節夫さん

金子み

すゞ記念館(山口県長門市)の初代館長に就任。  
問い合わせ 人権センター ☎22-3726